平成２７年（フ）第４２１号
愛知県小牧市小木４丁目111番地１　プリムローズⅢ101号
破産者　右田龍志、小林龍志、小林幸輝こと右田　幸輝
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２４号
名古屋市東区白壁３丁目８番６号　ファーニス白壁５Ｃ号
破産者　柴冨　雅美
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４７号
神戸市東灘区御影塚町３丁目11番９号510号、従前の住所大阪府高石市東羽衣１丁目５番19号
破産者　三好　整子
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８０号
神戸市灘区原田通３丁目３番14号
破産者　藤綱　　修
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０号
兵庫県明石市小久保５丁目８番地の６　サンプレイス西明石406号
破産者　大榮　正幸
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
奈良県天理市丹波市町99番地６
破産者　しろくま堂こと紬のきむらこと　木村基
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１９５号
奈良市朱雀６丁目７番地の５
破産者　玉谷　和也
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
沖縄県国頭郡本部町字谷茶435番地１
破産者　根路銘国夫
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１１４号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目107番地２
破産者　木村亜希子（旧姓古川）
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５７号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉２丁目６番25号
破産者　池田　篤英
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町19番地４
破産者　佐々木美香
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１３８号
福島県郡山市田村町岩作字西川原180番地、開始決定時の住所福島県郡山市田村町守山字殿町25番地の２　力丸方
破産者　野崎　俊雄
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
茨城県鉾田市台濁沢127番地
破産者　田口　健司
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０８号
茨城県鉾田市飯島110番地26
破産者　出頭　　肇
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９７７号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15上の原グリーンハイツ10棟207号
破産者　福田　咲子
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
新潟県村上市山辺里828番地
破産者　小田　信寛
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６０号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5456番地
破産者　吉田ひとみ
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５２号
長野県上田市上野269番地１
破産者　森内　智美（旧姓市村）
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１９１号
岐阜市高河原235番地１　（コーポ日比野Ｄ棟　205号室）
破産者　水野　　領
１　決定年月日　平成27年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所